

# 会社法案の概略

## ～ 方針、会社類型、用語

制度調査部  
堀内勇世

### 会社法案の概略シリーズ 2

#### 【要約】

「会社法案」は、今年3月22日国会に提出され、5月17日に衆議院を通過した。衆議院を通過するにあたり、「会社法案」は修正された。ここでは、会社法案の立法上の基本方針や、会社類型、特に注意すべき用語について説明する。

## 1. 会社法案の立法上の基本方針

会社法案は、今年2月9日の「会社法制の現代化に関する要綱」（以下、「要綱」）にも示されていたように、「会社法制の現代語化」と「実質改正」を基本的な方針として立法されている。

第一に、「会社法制の現代語化」については、次のとおりである。

会社に関して規定する商法第2編、有限会社法、株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律（以下「商法特例法」という。）等について、次のような方針により現代語化が行われている。

片仮名文語体で表記されている商法第2編、有限会社法等の各規定について、平仮名口語体化が行われている。

用語の整理を行うとともに、解釈等の明確化の観点から必要に応じ規定の整備が行われている。

商法第2編、有限会社法、商法特例法等の各規定について、これらを一つの法典（「会社法」）としてまとめ、分かりやすく再編成している。

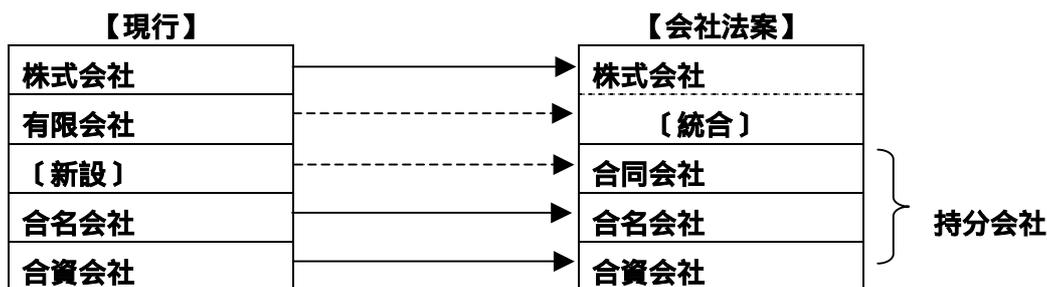
第二に、「実質改正」は、次のとおりである。

会社法制の現代語化の作業に合わせ、会社に係る諸制度間の規律の不均衡の是正等を行うとともに、最近の社会経済情勢の変化に対応するための各種制度の見直し等、「会社法制の現代化」にふさわしい内容の実質的な改正を行う。

## 2 . 会社法案上の会社類型

現行の有限会社は、会社法案では株式会社に統合されている。つまり、会社法案では、有限会社を廃止している。また、会社法案では、合同会社という新しい会社類型を創設し、この合同会社と合資会社、合名会社をあわせて、持分会社と呼んでいる。これを図示すると図表 1 のようになる。

図表 1 現行商法等上の会社類型と会社法案上の会社類型



( 出所 ) 大和総研制度調査部作成

会社法案では有限会社という会社類型はなくなるが、会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案」(以下、「整備法案」)などに一定の経過措置が置かれているので、既存の有限会社が即座に消滅するというにはならない。ただし、その場合にも会社法案の規定が適用される部分もあるので、法律の適用関係には注意が必要である(整備法案 2 条等参照)。

また、会社法案で創設された「合同会社」は、日本版 LLC などとも呼ばれることがある会社類型である。(特に要綱が決定するまでの議論や、解説記事などではそのように評されることが少なかった。)。この合同会社は、終始社の有限責任や、内部規律の柔軟性などの特徴を有している(会社法案 575 条 1 項、580 条 2 項、590 条、621 条等参照)。

## 3 . 会社法案の注意すべき用語

会社法案では、用語の整理を図る点から、会社法案 2 条で用語の定義を規定している。当然のことながら、すべての用語がここで規定されているわけではない。他の条文で規定されているものもある(注)。しかしながら、代表的な用語がここに掲げられている。

(注) 例えば、「取得条項付新株予約権」という用語は、会社法案 273 条で規定されている。内容については、別稿で説明予定。

例えば、「公開会社」という用語に対しては上場会社などをイメージするのが普通だと思いますが、会社法案でいう「公開会社」は別の意味で用いられている。そこで、会社法案 2 条で規定されている用語のいくつかの概要を次の図表 2 に掲げておく。

図表 2 会社法案 2 条で規定される用語の定義の概要 (一部)

公開会社	その発行する全部又は一部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について株式会社の承認を要する旨の定款の定めを設けていない株式会社。
大会社	資本金の額が 5 億円以上、又は貸借対照表の負債の部に計上した額の合計額が 200 億円以上である株式会社。
委員会設置会社	指名委員会、監査委員会及び報酬委員会を置く株式会社。 現行の「委員会等設置会社」に相当するもの。
子会社	会社とその総株主の議決権の過半数を有する株式会社、その他の当該会社はその経営を支配している法人として法務省令（現在未制定）で定めるもの。
親会社	株式会社を子会社とする会社、その他の当該株式会社の経営を支配している法人として法務省令（現在未制定）で定めるもの。

(出所) 大和総研制度調査部作成